

平成29年度 松山市廃棄物処理施設審議会  
第1回技術検討部会（午前の部）議事要旨

日 時 平成29年11月21日（火）9：00～11：30  
場 所 KH三番町プレイス 3階第2会議室

### 1. 出席者

委 員：島岡部会長，山中副部会長，高橋部会員，勝見部会員，東條部会員  
事務局：門田廃棄物対策課長，中西工事担当課長，外8名

### 2. 議題

- (1) 工事の進捗状況
- (2) 技術提案の履行状況
- (3) 保有水位と揚水井戸の配置
- (4) 仮キャッピングシートの有効活用
- (5) 地下管路閉塞工の施工
- (6) 鉛直遮水工の施工状況
- (7) 水処理に関する報告
- (8) 工事完了後のモニタリング計画

### 3. 議事要旨

事務局から各議題について説明を行い，部会員と以下のやりとりが行われた。

- (1) 工事の進捗状況  
特に意見や指摘はなかった。
- (2) 技術提案の履行状況  
技術提案の内容や工事の進捗に伴う技術提案の履行状況について質疑応答があったが，特に問題点等の指摘はなかった。
- (3) 保有水位と揚水井戸の配置  
水位の測定時期等について質疑応答があり，工事完了後の水位が予測できるように，今後も工事期間中の水位変動を計測することが望ましいとの助言をいただいた。
- (4) 仮キャッピングシートの有効活用  
施工方法や浸出水の発生量等について質疑応答があり，今後の降雨量と浸出水量を注視し，状況に応じて浸出水量の調整を図る対策を検討することが望ましいとの助言をいただいた。
- (5) 地下管路閉塞工の施工  
閉塞材料の性能について質疑応答があったが，特に問題点等の指摘はなかった。
- (6) 鉛直遮水工の施工状況  
施工時の注意すべき点について質疑応答があったが，特に問題点等の指摘はなかった。

(7) 水処理に関する報告

水処理工程のプロセスを変えた場合（一部バイパス等）の放流水質について質疑応答があったが、特に問題点等の指摘はなかった。

(8) 工事完了後のモニタリング計画

モニタリングの位置や回数に関する指摘はなかったが、いつ測定を行うのか（測定時期）を明記するよう助言をいただいた。

※公開の判断理由(松山市情報公開条例第7条第3号)

本部会では、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、それらの情報を除いた情報を公開する。

平成29年度 松山市廃棄物処理施設審議会  
第1回技術検討部会（午後の部）議事要旨

日時 平成29年11月21日（火）13：30～14：15  
場所 ㈱レッグ産業廃棄物最終処分場 対策工事現場事務所

### 1. 出席者

委員：島岡部会長，山中副部会長，高橋部会員，勝見部会員，東條部会員  
事務局：松本環境部長，菅能副部長，門田廃棄物対策課長，中西工事担当課長，外7名  
傍聴者：4名

### 2. 議題

- (1) 工事の進み具合
- (2) 鉛直遮水工の施工状況
- (3) モニタリング結果の報告

### 3. 議事要旨

事務局から各議題について説明を行い，部会員と以下のやりとりが行われた。

#### (1) 工事の進み具合

特に意見や指摘はなかった。

#### (2) 鉛直遮水工の施工状況

- ・ 鉛直遮水工の増工に伴い，工期の遅れや工事費の大幅な増額は生じないかとの質問があり，これに対して，現在のところ工事の遅れはなく，また，大幅な増額はないと考えていると回答し，理解が得られた。
- ・ ソイルセメントの品質について，設計値に対して実際にどの程度の品質のものができているのかとの質問があり，これに対して，強度は設計値の3～5倍程度，遮水性も十分基準を満たすものができていると回答し，理解が得られた。
- ・ ソイルセメント壁の接続部分の施工はどのように確認しているかとの質問があり，これに対して，接続部分のボーリングコアを目視するとともに，ボーリング孔に水圧をかける試験で水が漏れないことを確認しており，確実に遮水性のある施工ができていると回答し，理解が得られた。
- ・ 地下水が存在している状態でもソイルセメント壁の施工に問題はないのかとの質問があり，これに対して，施工している工法は，もともと地下水のあるような場所で施工する工法であることに加え，当該現場では，施工時の地下水位は低く，また，地下水を押し上げるようにソイルセメント下から確実に打設する手順を踏むことで確実に施工していると回答し，理解が得られた。

#### (3) モニタリング結果の報告

- ・ 新しい水処理施設の放流水質は，旧施設と比べて大幅に改善されているとの見解をいただいた。
- ・ 新旧水処理施設の構成の違いはどのような所かとの質問があり，これに対して，確実に窒素を除去できる生物処理設備や重金属を除去できるキレート吸着塔，油分を除去できる油処理設備を設置したと回答し，理解が得られた。
- ・ 資料に載っていない項目も水質検査を行っているかとの質問があり，これに対して，廃棄物処理法で規定している排水基準項目は，全て水質検査を行っており，基準もすべて満たしていると回答し，理解が得られた。